

# (一社)日本フロアボール連盟

## ネオホッケー公認審判員規程

2012年 4月28日制定  
2014年 4月 1日改訂  
2017年 4月 1日改訂  
2017年 7月 1日改訂  
2018年 4月 1日改訂

### (目的)

第1条 この規程は(一社)日本フロアボール連盟(以下「本連盟」と称す)定款第1章3条4項に基づき、ネオホッケーの公認審判員の養成と認定に必要な事項を定める。

第2条 この規程は公認審判員を養成し、その資質の向上をはかり、ネオホッケーの普及発展に資することを目的とする。

### (認定)

第3条 公認審判員は公認審判員認定講習会(以下「公認講習会」と称す)において、受講後試験に合格し、所定の手続きを経て認定されたものをいう。

第4条 「認定」とは、公認審判員の資格を得ようとする者を審査し、その合格者が所定の手続きを経て、公認されるまでをいう。

### (種別)

第5条 公認審判員の種別は次の通りとする。

- 1) S級審判員 S級はA・B級審判員を指導できる能力を有するものとする。
- 2) A級審判員 A級は「競技ルール」を熟知し、審判技術及びB級審判員を指導できる能力を有するものとする。  
本連盟主催の全国大会、選手権大会の審判を行う事が出来る。
- 3) B級審判員 B級は「競技ルール」を熟知し、審判技術を有するものとする。

### (認定審査)

第6条 この認定はネオホッケー部門が審査し、提出された公認審判員認定申請書(様式は別に定める)に基づき、これを行う。

### (講習会課程)

第7条 公認講習会の課程は、次の通りとする。

テーマ	内容	時間
講義	ネオホッケーの歴史とその普及 ネオホッケーの指導法 ネオホッケーの審判の心得 ネオホッケーの用具の扱い方	1時間以上
講義と実技	ネオホッケーのルール ネオホッケーのハンドシグナル ネオホッケーの基本技術と練習方法 ネオホッケーの審判技術	4時間以上

## (認定試験)

第8条 認定試験は、これと別の時間で行うものとする。

## (受講資格)

第9条 次の各項を充たし、地方連盟(協会)の推薦を受けたものは、公認講習会を受講する事が出来る。

- 1) 本連盟(ネオホッケー部門)の会員であること。
- 2) 公認審判員として人格・識見・技術ともにふさわしいと、本連盟が認めた者。
- 3) A級審判員については、B級審判員認定後ネオホッケーの審判を3年以上経験し、地方連盟(協会)に推薦された者。
- 4) S級審判員については、A級審判員取得者から審判委員会に推薦された者。

## (講習会)

第10条 公認講習会を主催できるものは、次の各項のいずれかに該当するものとする。

- 1) 本連盟
- 2) 本連盟の加盟地方連盟(協会)
- 3) 本連盟が承認した団体

(本連盟以外が開催しようとする場合、開催要項を作成し講師派遣依頼書と共に本連盟事務局まで提出しなければならない。)

第11条 公認講習会の主催者は、開催にあたって広く告知しなければならない。

第12条 本連盟が主催する公認講習会を原則として年1回開催する。また、本連盟の加盟地方連盟(協会)または本連盟が承認した団体等が主催する地方公認講習会を原則として年1回開催する。公認講習会は受講料を、認定には認定料を必要とする。  
(受講料・認定料は別途定める。)

## (講習会報告)

第13条 主催者は公認講習会において受講者に対し所定の試験を行い、受講者名簿と講習会の記録を公認審判員認定申請書に添付し、開催後1ヶ月以内に本連盟事務局へ提出しなければならない。

## (資格取得要件)

第14条 公認審判員の資格は次の通りとする。

- 1) B級審判員は満18歳以上、A級審判員は50歳以下とする。(開催年度4月1日現在)  
A級審判員は50歳以上であっても本連盟主催の全国大会・選手権大会の審判を常に行い、審判委員会で認めた者は除く。また、50歳以上になったA級審判員については、申請後、用品代を納めることでA級指導者へ移行する事が出来る。  
(受講料と認定料は免除する)
- 2) 公認講習会の課程を修了し、認定審査に合格した者であること。
- 3) 認定料を納め、認定用具等を購入した者であること。

## (資格取り消し)

第15条 本連盟が次のことを認めた場合には資格を取り消すことができる。

- 1) 本連盟の会員の資格を失ったとき。
- 2) 第5章 第17条に示す受講の義務を怠ったと認めたとき。

- 3) 重大な不正行為があったと認めたとき。
- 4) 第6章 第19条に示す任務を全く遂行しなかったと認めたとき。
- 5) 公認審判員としての逸脱した行為があつたと認めたとき。

#### (登録)

第16条 公認審判員認定申請書により、認定審査に合格した者には公認審判員認定章(ワッペン)を交付する。(S級=赤、A級=青、B級=黄)

#### (登録期限)

第17条 有効期限は設けない。但しA級については2年間に2回、公認講習会で行うフォロー研修を受講しなくてはならない。  
なお、選手権大会の審判を行い、審判委員会が認めた者は、フォロー研修の受講を免除する場合がある。また、フォロー研修を受講しても、日本連盟主催の大会(全国大会・選手権予選会・選手権大会)の審判を長期間(おおむね2年以上)行わない場合は、B級へ降格とする。  
正当な理由の申し出があり、審判委員会で認めた場合はこの限りではない。

#### (登録変更)

第18条 公認審判員に所属連盟等の変更が生じたときは、「変更届け」を本連盟へ提出し、その訂正を受けなければならない。

#### (任務)

第19条 公認審判員は本連盟の方針に従い、ネオホッケーの審判にあたるほか、大会・講習会等に参加・協力すると共に、クラブの育成・指導等、広く普及活動を行うこととする。

#### (特典)

第20条 公認審判員は次の特典を受けることができる。

- 1) 必要な情報等の提供を本連盟から受けることができる。
- 2) 公認審判員の認定を受け登録を完了した者は、機関紙及びホームページに公表される。

## 付 則

- 1) この規程における各種必要書類についての様式は別に定める。
- 2) この規程の改訂は、役員会にて行う。